

15

三重県生活衛生営業指導センター

- 生活衛生同業組合へご加入のご案内

生活衛生業のみなさまへ

生活衛生同業組合へご加入の ご案内

三重県・各保健所

財団法人 三重県生活衛生営業指導センター

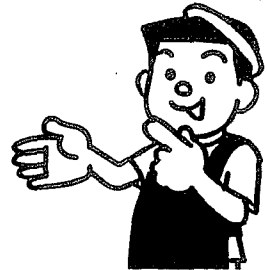
三重県生活衛生同業組合連合会

三重県津市広明町345-5 三浴ビル3階

TEL 059-423-3231 / FAX 059-423-3231

“生活衛生同業組合”ってどんな組合？

「生活衛生同業組合」は、国民の生活に役立つ業種が多くあります。これら「生活衛生関係」の業種は、公衆衛生の向上を図るため、衛生水の持出しを断ることにより、消費者の利益の向上を図るために、つよつよと長い歴史があります。また「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」といって、これらの業種を「生活衛生同業組合」に限定して運営させているのです。



この法律に基づいて「生活衛生同業組合」といいます。これら13の生活衛生同業組合が活動しています。各業種別の組合のページにもご紹介します。

- ・理容業 ・美容業 ・公衆浴場業 ・クリーニング業
- ・興行 ・旅館業 ・食肉販売業 ・社交飲食業
- ・麺類業 ・喫茶飲食業 ・鮎業 ・料理業 ・飲食業

この13の同業組合は、それぞれに以下の業務を行っています。

- ❶ 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
- ❷ 営業施設の整備改善や経営の健全化のための資金の斡旋
- ❸ 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ❹ 組合員の福利厚生に関する事業
- ❺ 組合員の共済に関する事業

これらがあります。また、同業組合が、それぞれに独自の業務（例えば、クリーニング組合が、クリーニング機のリースやメンテナンスサービスを提供している）を行っています。また、同業組合は、それぞれに独自の組合員向けに、様々なサービスを提供しています。また、同業組合は、それぞれに独自の組合員向けに、様々なサービスを提供しています。



この法律に基づいて「生活衛生同業組合」といいます。これら13の生活衛生同業組合が活動しています。各業種別の組合のページにもご紹介します。

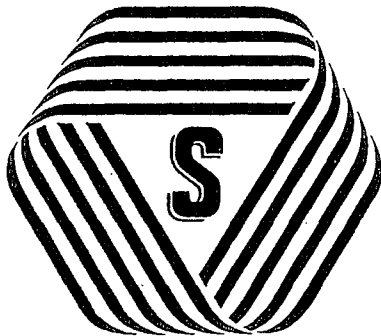
標準営業約款(Sマーク)のご案内

お店やサービス、商品などにおいても、より安全・安心のサービスが求められる時代になってきています。

特に「舌」士においては、理容業と美容業さらにクリーニング業が中心となることから、クリーニング業や美容業に対する消費者の関心が高まる中、サービスの向上を図るためには、このマークの活用が有効な手段の一つです。

平成16年11月30日付けにも、めん類業と飲食業が「たに」生労大臣の許可を受け、中野1丁目にて「たに」の「S」を行います。この「S」は主として「たに」の「ソバ」を指すもので、以前は「たに」の「そば」や「うどん」など、他の「たに」の「そば」や「うどん」なども「たに」の「S」のマークを付して販売していましたが、現在は「たに」の「そば」や「うどん」の「S」のマークを付して販売する店舗はほとんどありません。

Sマークは次の三つのSをお約束します。



Standard (標準) 確かな品質の表示

提供するサービスや商品の内容を的確に表示いたします。

Sanitation (衛生) 安全・安心の施設

厳しい管理基準を遵守して、気持ちの良いサービスを心がけます。

Safety (安全) まかせて安全

万一事故発生の場合、賠償基準に基づき、迅速、円滑に賠償いたします。

Sマークの看板を掲げて、消費者の選択の利便を図りましょう。

理容業、美容業、クリーニング業、めん類業、飲食業の事業者は、誰でもが登録の申請ができます。

詳しくは、(財)三重県生活衛生営業指導センターにお尋ねください。

〒514-0006 津市広明町345-5 TEL 059-225-4181



登録に要する費用

- | | | | | | |
|--------------------------------|-------|--------|--|-------|------|
| <input type="checkbox"/> 登録手数料 | | 6,600円 | <input type="checkbox"/> ステッカー1枚 | | 94円 |
| <input type="checkbox"/> 標識 1個 | | 1,391円 | <input type="checkbox"/> バリアフリー・禁煙・分煙ステッカー | | |
| <input type="checkbox"/> 掲示板1個 | | 735円 | (3点セット) | | 105円 |

バリアフリー 禁煙 分煙ステッカー



(財)三重県生活衛生営業指導センターの役割

三重県生活衛生営業指導センターは、県民生活の向上を図るため、生活衛生営業の指導・助成を行う。また、生活衛生営業の健全な発展を図るため、生活衛生営業の指導・助成を行う。

所在地／三重県津市広明町345-5 三浴ビル3階 TEL 059-225-4181/FAX 059-228-3231

代表者／小林 賢司

設立年月日／昭和56年9月1日

出資／基本金500万円（三重県300万円、業界200万円）

理事／16名

評議員／16名

生活衛生同業組合名および本部所在地

組 合 名	事 務 所 住 所	TEL/FAX
三重県理容生活衛生同業組合	津市新町2丁目1-8	059-226-6300/225-9340
三重県公衆浴場業生活衛生同業組合	津市広明町345-5 三浴ビル4F	228-4240/番号同じ
三重県興行生活衛生同業組合	津市大門32-3 津東宝劇場内	225-7064/番号同じ
三重県食肉生活衛生同業組合	津市島崎町3-1 島崎会館1F	226-8406/番号同じ
三重県麺類業生活衛生同業組合	津市北丸之内202	225-6126/番号同じ
三重県鮪業生活衛生同業組合	津市桜橋2丁目122	225-7756/228-3320
三重県飲食業生活衛生同業組合	津市北丸之内202	227-6827/227-6832

支部については、各保健所単位でございますが詳しくは各組合本部にお尋ねください。

16

滋賀県生活衛生営業指導センター

➤ 生活衛生同業組合のご案内

角 美 聖 子

生活衛生同業組合のご案内



財団法人 滋賀県生活衛生同業指導センター

生活衛生同業組合とは

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適性化及び振興に関する法律」に規定される営業であり、滋賀県には次の業種の組合があります。



喫茶飲食



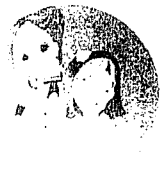
すし商



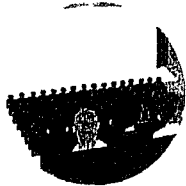
食肉



理容



美容



興行



旅館ホテル



公衆浴場



クリーニング

- これらの営業は、県民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- そのため、お店の経営をしっかりさせ、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなり、更なる商売繁盛につながるものと期待されます。
- そこで、営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

この組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

1. 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
2. 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
3. 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
4. 組合員の福利厚生に関する事業
5. 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

生活衛生同業組合に加入すると、日本政策公庫の「生活衛生融資」が有利な条件でご利用いただけます。

ここが違う融資制度

- 融資限度額が大きい
- 貸付期間が長い
- 金利が安い
- 「推薦書が不要」
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある等

滋賀県生活衛生営業指導センターの業務内容

生活衛生営業指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適性化及び振興に関する法律」により滋賀県知事の指定を受け設立された公益法人であり、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守るため、各種の事業を推進しています。営業者の皆様方のさまざまな相談や経営指導、研修、業界活動の支援などを行っています。ぜひご利用ください。

経営全般の指導

お店の経営全般について経営指導員や経営相談員が応じています。

融資の指導

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどについて個別に応じています。

専門的アドバイス

顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて、顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じます。

研修会や講習会

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催。

紛争の調整

大企業との出店トラブルなどを調整するために事業活動調整員や分野調整協議会を設置。

IT化推進の支援

IT化推進のための各種サポートをしています。



消費者サービスの向上

消費者サービスの向上や需要開拓などを推進。



経営改善の相談指導

該当者に対して専門的な経営改善の相談指導を行います。

食育活動の推進

飲食店の食育活動の推進、福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の貢献のため県との協定締結などを行っております。

Sマークの登録

理容業、美容業、クリーニング業について、厚生労働大臣認可のSマーク（標準営業約款）の登録を推進。



クリーニング師の研修

法律に基づく知事指定のクリーニング師研修・業務従事者講習を実施。

出前インターンシップ

各中学校に出向いて実演を中心とした生衛業のPRを実施。



衛生自主点検

お店の衛生面をチェックするため自主点検制度を推進。



苦情相談

県立消費者生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じております。

組合名

所在地 / 連絡先 / メールアドレス

滋賀県理容生活衛生同業組合

〒524-0001 守山市川田町柳島2216-3
TEL.077-586-8868 FAX.077-586-8087 E-mail:shiga@riyo.or.jp

滋賀県美容業生活衛生同業組合

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-524-2313 FAX.077-521-0852 E-mail:sigabiyo@ex.bw.dream.jp

滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-522-2553 FAX.077-525-1779 E-mail:info@shiga-ryokan-kumiai.jp

滋賀県すし商生活衛生同業組合

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-526-0360 FAX.077-521-6410 E-mail:shiga@sushi-all-japan.or.jp

滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合

〒520-2144 大津市大萱1丁目7-8 アルブ瀬田4階
TEL.077-545-3502 FAX.077-543-3579 E-mail:shiga@kissa.or.jp

滋賀県クリーニング生活衛生同業組合

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-522-3824 FAX.077-521-3944 E-mail:25shiga@zenkuren.or.jp

滋賀県食肉生活衛生同業組合

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-526-0477 FAX.077-521-6541 E-mail:kennikuren@ex.bw.dream.jp

滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-524-8554 FAX.077-521-5440 E-mail:shigacenter@seiei.or.jp

生活衛生同業組合滋賀県興行協会

〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館内
TEL.077-524-2312 FAX.077-521-5440 E-mail:shigacenter@seiei.or.jp

